

「阿倍」から「安倍」へ

中西康裕

はじめに

大化前代からアベ氏⁽¹⁾は、大きな政変に巻き込まれることなく、また後宮や有力者との婚姻関係を持つことによつて、勢力を維持した豪族である⁽²⁾。アベ氏内には布勢、引田、長田(他田)、狛、久努、小殿などの系統があり、かなりの規模をもつ氏族であった。大化から十世紀までの人物で『国史大辞典』に項目が立てられているのは、時代順に、大化の左大臣阿倍内麻呂(倉橋麻呂)、孝徳の妃阿倍小足媛、斉明朝の征夷の阿倍比羅夫、持統朝・文武朝で大納言から右大臣となった阿倍御主人、元正朝の大納言阿倍宿奈麻呂、聖武朝の中納言阿倍広庭、遣唐留学生として中国で活躍した阿倍仲麻呂、『大同類聚方』の編者安倍真直、仁明朝の参議安倍安仁、そして時代は下るが近時広く名前が知られるようになった安倍晴明、その子安倍吉平である。また、『国史大辞典』の項目にはないが、平城朝の観察安倍兄雄もいる。右にあげたように、アベ氏の人々は、当初は「阿倍」を名乗るが、後には「安倍」を用いるようになる。「阿倍」から「安倍」へ変わるのであるが、これが何時のことなのかはつきりとしていない。

本稿では、まず「阿倍」から「安倍」への変化が何時なのか、そしてどういう意味を持つのかを明らかにし、さら

に関連する問題を考えてみたい。なお、本稿では表記のことを扱うので、氏族そのものを指す場合には「アベ」とカタカナで表現する。また、『続日本紀』を参照した場合には年月のみとし出典は注記せず、史料引用では日付も入れることとする。

一 国史の表記

表記の変化（用字の変化）を追う手始めに国史の表記を検討する。『日本書紀』においてはすべてが「阿倍」表記であり、一方『日本後紀』ではほとんどが「安倍」で、『続日本後紀』以降はすべて「安倍」となる。ここでは、その変化があると思われる『続日本紀』と『日本後紀』を検討する。なお、後に取り上げるが、ここでは東北地方の豪族に与えられた複姓の一部のアベは一先ず対象外とする。また、アベ氏は阿閉氏とも同祖関係にあるが、「阿倍」「安倍」の表記に関わらないので検討から外した。

（一）『続日本紀』の用例

『続日本紀』にみえる「阿倍」「安倍」の例数を巻別に集計したものが第1表である。同一記事中で、複数出てくる場合はそれぞれを数えた。「阿」と「安」の違いという微細な問題であるので、新訂増補国史大系（以下、「大系本」と新日本古典文学大系（以下、岩波本）を併用した。なお、両者の異同は註に譲る。³⁾

『続日本紀』では三五三例中、「阿倍」が二五二例、「安倍」が一〇一例ある。順にみておく。「安倍」の初出は巻四慶雲四年（七〇七）十一月の「安倍朝臣真君」である。これ以降「安倍」は散見するが、比較的まとまって出てくる

第1表 『続日本紀』の「阿倍」「安倍」

卷	阿倍	安倍	卷	阿倍	安倍
1	1	0	21	2	0
2	3	0	22	12	1
3	9	0	23	1	0
4	7	1	24	20	1
5	7	0	25	10	1
6	7	0	26	4	3
7	5	2	27	2	3
8	12	1	28	9	2
9	10	1	29	6	2
10	7	0	30	6	2
11	3	0	31	12	6
12	14	0	32	2	9
13	9	4	33	1	6
14	5	0	34	1	5
15	2	0	35	9	3
16	5	0	36	7	9
17	1	0	37	3	9
18	12	1	38	2	11
19	5	0	39	6	10
20	9	0	40	4	8

右のような傾向は窺えるが、「阿倍」から「安倍」へ一斉に切り替わったのではなく、アベ氏の一部が「安倍」を名乗りはじめ、徐々に広がっていったのであろうか。後半でも巻によって、「阿倍」が優勢なのは、記事の偶然性の産物なのであろうか。

また、同一人物でも「阿倍」「安倍」の両方の表記が、しかも前後して用いられる場合もある。さらに、同一記事中に複数検出される場合に表記が異なることがある。

- ・天平神護元年正月己亥（七日）条（叙位・叙勲記事）「安倍朝臣毛人」「安倍朝臣弥夫人」「阿倍朝臣息道」「安倍朝臣都与利」

のが巻十三である。巻十三は天平十年（七三八）から天平十二年を範囲としているが、「安倍」が見られるのは天平十二年の記事である。その後「安倍」は僅かとなり、巻二十六あたりから増えている。年次で言えば天平神護元年（七六五）である。「安倍」が「阿倍」より多く出るのは巻二十七（天平神護二年）であるが、巻二十八～三十はかえって少なくなる。巻三十二（宝龜三年～四年）で再び「安倍」が多くなるが、結局延暦元年（七八二）からはじまる巻三十七以降にならないと「安倍」の多数は安定しない。

・天平神護二年三月戊午（三日）条 伊予国人秦毘登淨足等十一人、賜_二姓阿倍小殿朝臣_一。淨足自言難破長柄朝庭、遣_二大山上安倍小殿小鎌於伊予国_一。

・天平神護二年九月丙子（二十三日）条（巡察使任命）「阿倍朝臣毛人」「安倍朝臣御県」

・神護景雲二年（七六八）二月癸巳（十八日）条（任官記事）「安倍朝臣少東人」「阿倍朝臣草麻呂」

・宝龜五年（七七四）三月甲辰（五日）条（任官記事）「阿倍朝臣為奈麻呂」「安倍朝臣弟当」「安倍朝臣諸上」

・宝龜十一年正月癸酉（七日）条（叙位記事）「安倍朝臣東人」「阿倍朝臣祖足」

・天応元年（七八一）五月癸未（二十五日）条（任官記事）「阿倍朝臣石行」「安倍朝臣祖足」「阿倍朝臣家麻呂」

このように、同一記事で異なった表記があるのは、編纂時の「杜撰」によるものかもしれないが、このように例数があること、同一人物でも両方の表記があることは単に「杜撰」ですませる訳にはいかないのかもしれない。併用されてきたとせざるを得ないであろう。

『続日本紀』はいうまでもなく編纂史料であるから、編纂者の誤記や追記、あるいは改変といったことが考えられ、国史といえども当時の実態を正確に伝えているかは保証の限りではない。そういう意味では、「阿倍」から「安倍」への変化を読み解くには、原史料にあたるのが必要であるが、先に『続日本紀』に続く国史をみておきたい。

(2) 『日本後紀』の用例

『日本後紀』では八七の用例がある。「阿倍」は五例で、「安倍」が圧倒的である。「阿倍」表記の五例をあげる。⁽⁴⁾

・延暦十八年九月辛亥（十日）条（任官記事）「正五位下阿倍朝臣弟当為_二兵部大輔_一」。

・大同元年（八〇六）正月壬午（十七日）条 左京人正七位上阿倍小殿朝臣真直、從五位下阿倍小殿朝臣真出等賜_二

姓阿倍朝臣。

・弘仁三年（八一二）二月辛亥（二十二日）条 左京人從五位下阿倍長田朝臣節麻呂、從七位上阿倍長田朝臣高繼等八人賜_二姓阿倍朝臣_一。

・弘仁三年四月壬寅（十五日）条 右京人從七位上阿倍小殿朝大臣賜_二姓阿倍朝臣_一。

・弘仁三年六月戊子（二日）条 （『日本紀』の講読）「陰陽頭正五位下阿倍朝臣真勝」

五例のうち、三例は阿倍複姓から阿倍賜姓という共通事案であることが注意しておきたい。

『日本後紀』は多くが欠失しているので、その欠失部分についてみておく。逸文の出典は『類聚国史』『日本紀略』であり、失われる以前の『日本後紀』を類別、抄録した二次編纂史料である。したがって、「阿」「安」の違いという細かな点についての保証は乏しくなる。欠失部分で『類聚国史』『日本紀略』からアベの用例は三八例確認でき、そのうち一例だけが「阿倍」であった。

・延暦十七年五月丙午（二七日）条 （羽粟臣翼の卒伝）父吉麻呂、靈龜二年、以_二学生阿倍朝臣仲麻呂兼人_一入唐。

（『類聚国史』卷一八七還俗僧）

『続日本後紀』では六一例の用例のすべて「安倍」であり、『日本文徳天皇実録』では五〇例がすべて「安倍」であった。

なお、国史ではないが、弘仁五年完成の『新撰姓氏録』⁽⁵⁾においては、本文で二一例のアベはすべて「阿倍」であり、⁽⁶⁾上表文と序文においても「阿倍朝臣真勝」の名前が編者の一人として名前を連ねている。

『日本後紀』以降は「安倍」が圧倒的であるが、国史での「阿倍」の最後の記事は弘仁三年となる。その二年後に完成した『新撰姓氏録』でも「阿倍」と表記されている。多くの記事で「安倍」であるのに、「阿倍」の使用が続い

ていることについて、検討する必要があるが、次に原史料をあたることによって、「阿倍」から「安倍」の変化の時期と理由を考えてみたい。

二 古文書などの表記

(1) 正倉院文書の用例

奈良時代の古文書といえ、正倉院に所蔵されている文書群であり、『大日本古文書』（以下『大日古』）に活字化されている。『大日古』をベースに、紙焼き写真と影印本により確認した⁽⁷⁾。なお、煩雑になるので、以下の出典では『大日古』の巻数と頁を示し、文書名は必要な限りでしか記さない。また、日付については、文書そのものを作成した時点、もしくは追記や書き入れた時点のうち、後者が日付が明白なものはそれを採る。

正倉院文書のアベは一三八例あり、「阿倍」は九九例、「安倍」は三九例である。「安倍」の初見は天平十二年である。それを含めて和銅〜天平年間で、一九例中、「阿倍(阿部)」は一五例、「安倍」は四例である。「安倍」の四例を年代順に記すと、

- ・ 天平十二年四月「安倍御母馬万呂」(『大日古』七―二二七)
- ・ 天平十七年四月「安倍朝臣宮道」(『大日古』二―四二五)
- ・ 天平二十一年二月「安倍朝臣」(『大日古』一〇―五四三)
- ・ 天平二十一年四月「安倍朝臣」(『大日古』三―二二五)

である。一番目のものは、天平十年「経巻納櫃帳」であり、この部分は後の書き入れて、「十二年四月九日奉請東宮

御所〔安倍御母馬万呂〕（へ）部分は割注）とある。二番目のものは「左衛士府移」で「宮道」が自署である。三番目は造寺判官で「従八位上 安倍朝臣」を自署しており、これは真道のこととされる。四番目の「安倍朝臣」は造東大寺司判官で欠名であるが、三番目の真道であろう。

古文書の場合、自署、公文書（有印）などは表記上の信憑性は高いが、案文や特に聞書の場合には表記の信憑性が薄らぐ。そういう意味で、二番目と三番目が自署であることは、正倉院文書における「安倍」表記の使用が確実にこれ以前に始まる事が確定する。一番目の例は自署ではないが、アベ氏を「安倍」と表記することが認識されていないければ、「安倍」とは記さないであろうから、正倉院文書では天平十二年を「安倍」の出現の最古の例と判断できよう。

天平勝宝期に入るとアベは八七例で、「阿倍（阿部）」が六七例、「安倍」が二〇例ある。天平宝字期～宝龜期では、全二三例中、「阿倍（阿部）」が一・二例、「安倍（安部）」が一・一例と拮抗する。ただし、これは天平宝字二年（七五八）⁽¹⁰⁾の「神祇大輔中臣毛人等百七人歴名」（『大日古』十五―一三〇―一三二）で一・二例中八例が「安倍」であることによるところが大きい。この文書について早川庄八氏は、全体に走り書きの感が強く、官職名の漢字表記の区別をあまり意識していないなどの特徴を指摘され、聞書であると述べられている。これに準じて考えると、この文書の「阿倍」「安倍」表記には厳密性がないといえよう。

正倉院文書で多く名前が出てくる三人の人物を取り上げる。第一には、縄麻呂（綱麻呂）である。天平十九年～天平勝宝元年六月（七四九）⁽¹²⁾は「阿倍」を用いるが、天平勝宝二年十二月では「安倍」となる。二人目は、先ほども出てきた真道である。天平十九年から天平二十年十二月までの二例は「阿倍」で、天平二十一年二月から「安倍」が出てくる。この後、「安倍」に固定されたわけではなく、天平勝宝期二・一例中、「阿倍」が一〇例、「安倍」が一・一例とほぼ等しく出てくるが、「阿倍」は天平勝宝四年五月までで、同年七月以降の五例（同年十月を最後とする）は「安

倍」である。三人目は正倉院文書のアベ氏で最も多く出てくる麻呂（万呂）である。全部で六一例あり、年月の分かるものだけをあげると「阿倍」が四八例、「安倍」が七例である。天平二十年正月から天平勝宝二年五月までの一八例は「阿倍」で、同年六月から「安倍」が出てくるが、その後も「阿倍」の方が圧倒的に多い。注意しておきたいことは、二例¹⁶で「安倍長田朝臣麻呂（万呂）」と出てくることである。

三人の用例を総じていえば、天平勝宝二年六月頃から「安倍」使用が広がりを見せている。

(2) 『平安遺文』と木簡など

『平安遺文』では一五一箇所でアベが出てくる。ほとんどが「安倍」¹⁶で、「阿倍（阿部）」は四例しかない。延暦八年「勅旨所牒案」¹⁷に「正六位上行少允阿倍朝臣「犬養」とあり、延暦十八年「大宰府牒案」¹⁸に「正五位下行少貳勳十等阿倍朝臣在判」とある。あとの二例は時代が下って、延久五年（二〇七三）「安部延武田地賣券」¹⁹に「阿部（草名）」「阿部延正」とある。

六国史の範囲の『平安遺文』の文書でアベが出てくるものは二六例と多くはないが、右記した二例のみが「阿倍」で、「安倍」の使用が定着していると言えよう。

木簡については、奈良文化財研究所の木簡データベースを利用した。「阿倍」で検索すると「安倍」を含めた三六件がヒットした。「阿倍」の木簡は藤原宮、平城宮・京、長岡京、そして地方官衙からも出土している。一方の「安倍」は一点あった。長屋王邸から出土した木簡で「安倍大刀自」²⁰（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二―一五頁上）とあり、長屋王の室の一人で賀茂女王の母である「阿倍朝臣」²⁰である。この女性を指す木簡は他に二点あり、それらには「阿倍大刀自」とある。²¹

長屋王邸から出土した木簡であるから、その年紀は天平を遡り、「安倍」使用の古い例である。ところが、他の二例では「阿倍」である。東野治之氏が指摘されているように、家内で用いられた木簡は私的なものであり、和文・和語に基づく用語が使われている。したがって、この木簡をもって「安倍」表記の使用出現期のものとは言い切れないであろう。

最後に、正倉院宝物の銘文をみておく。⁽²³⁾ 二点あり、天平勝宝四年上野国介で「阿倍朝臣息道」（国印あり、二七号）と天平勝宝五年越中掾「阿倍朝臣繼人」（七二号）である
『公卿補任』や『万葉集』・『懷風藻』といった史料にもアベは出てくるが、時を隔てた編纂物であり、当時の使用とは限らないことから、アベ史料は右記したところできめておきたい。

三 「安倍」の表記について

本節では、従来「阿倍」であったアベ氏が「安倍」を名乗るようになった時期および理由について考えていきたい。

时期的には『続日本紀』の慶雲四年が「安倍」の初見記事であるが、『続日本紀』が複雑な過程を経た編纂史料であるため、これと断定するのは不安がある。確実なところでは原史料である正倉院文書、それも自署や公文書といったところによるべきであろう。そうすると、自署のあるものでは天平十七年の「安倍朝臣官道」、自署ではないが天平十二年に「経卷納櫃帳」に追記された「安倍御母馬万呂」を、「安倍」使用の始まりとみるべきであろう。

馬万呂はこれだけにしかみえない人物であるため、どのような人物であるかは不明であるが、「安倍御母」を名乗

っていることは興味深い。天平勝宝元年七月乙未(三日)条によれば、阿倍内親王の乳母は阿倍石井・山田女嶋・竹乙女の三人である。天平宝字元年八月戊寅(二日)条に、山田女嶋(比売嶋)は橘奈良麻呂の陰謀を知りながらそれを隠匿したことによって「除御母之名」との処分を受けている。すなわち、「御母」は尊称の名であり、かつ山田女嶋一人にのみ与えられたものではなく、残る二人にも等しく与えられたものである。したがって、馬万呂は石井のごく近い一族の人物であると考えられる。ただし、『続日本紀』において、石井は「安倍御母」を名乗ることはない。もう一例も「阿倍」である。⁽²⁴⁾

また、同時に「安倍」使用の理由はここからみえてくる。天平十年正月に立太子された阿倍内親王と深く関連すると想定することができよう。皇太子阿倍に対する避諱が「安倍」使用の理由と考える。

いうまでもなく避諱は、中国古来からの貴人(皇帝や父祖)の諱を避ける礼である。⁽²⁵⁾ 秦の始皇帝の頃には行われており、方法としては「改字」「空字」「欠筆」がある。⁽²⁶⁾ 「阿倍」から「安倍」は「改字」にあたる。日本古代における避諱と言えば、大伴親王が即位して(淳和)、大伴氏が伴氏に変わったこと、あるいは延暦四年五月に白髮部を真髮部、山部を山に変えたことがあげられる。それらよりも早くから、日本にこの礼が入っていたことは『日本書紀』大化二年(六四六)八月の詔にも窺える。ただし、具体例としては、和銅七年(七一四)六月に成務の国諱に触れるとして若帯日子が改姓され、神龜三年(七二六)十一月に備前国の藤原郡が藤野郡に改められたのが早い段階であるが、中国に比べると浸透度合いは低いようである。それが強調されたのは藤原仲麻呂政権のことである。藤原氏の祖先顕彰という政治的意図と結合したのである。

・『類聚三代格』卷十七 天平勝宝九歳五月二十六日勅

勅、頃者百姓之間曾不_レ知_レ礼。以_二御宇天皇及皇后等御名_一、有_下着_二姓名_一者_上。自_レ今以後、不_レ得_二更然_一。所司或

不_レ改正、依_レ法科_レ罪。主者施行。

これより避諱が推進されていき、天平勝宝九歳首・史の姓を毗登と改め、天平宝字元年三月には藤原部を久須波良部に、君子部を吉美候部と改め、二年六月には史の姓を避けて直姓を与え、三年十月に君を公に、伊美吉を忌寸に改めた。

「阿倍」から「安倍」への改字は、皇太子阿倍内親王に対する避諱であり、仲麻呂の取った政策に先んじて行われたものである。しかし、仲麻呂政権での避諱は政策として行われ、いわば一族こぞって改姓されたものであるが、阿倍の避諱は政策として行われたものではなく、阿倍内親王周辺の阿べ氏が始め、それが、若干の広がりをもったにすぎない。これが「阿倍」と「安倍」が併用された背景であろう。

なお、阿倍内親王周辺の阿べ氏に、忌避の礼を示唆した人物として、帰朝時に「唐礼一百卅卷」を献上した吉備(下道)真備⁽²⁸⁾を想定するのは容易い。ただし、真備が東宮学士に任ぜられたのは天平十三年七月のことであるから、学識がかわれて立太子直後から阿倍内親王周辺と関係があったか、橘諸兄のブレーションとして接触があったか、ともあれ阿べ氏の避諱に関わったとするには一説明が必要であるが、本稿では指摘するに止めておきたい。

第二節の正倉院文書の検討で指摘したように、天平勝宝二年六月頃から「安倍」使用が増えるのは、阿倍内親王が即位した(孝謙)ことによる、避諱の広まりと捉えることができる。ただし、この段階あるいはこれ以降も政策や法令として「阿倍」が避諱の対象となつたわけではないことは、「阿倍」表記が依然として残っていることが物語る。

また、正倉院文書の「安倍」表記のうち、麻呂に二例「安倍長田」とあることは、阿べ氏の系列のうち、長田(他田)系で「安倍」使用があることが知られる。御母の石井の系列は不明であるが、あるいは長田系に近い位置にあつたのかもしれない。

このように、「安倍」は皇太子安倍内親王に対する避諱として始まったとすると、立太子された天平十年以前の『統日本紀』の「安倍」表記が気になる。逐一、取り上げてみたい。

「安倍」の初見は慶雲四年である。史料をあげておくと、

・慶雲四年十一月丙申（二日）条 以_二從五位下安倍朝臣真君_一為_二越後守_一。

という任官記事であるが、これが「安倍」使用の始まりとするには躊躇される。真君はこれ以前『統日本紀』に慶雲二年十二月から從五位下に叙せられ、三年七月には大倭守に任ぜられ、そして本条があるが、和銅元年三月にも越後守に任ぜられている。これらはいずれも「安倍」である。慶雲四年十一月と和銅元年二月と約四箇月の間で二度も越後守に任ぜられていることについて、『日本古代人名辞典』では「何れかが誤りであろう」とし、岩波本の補注では、他に三つの重複記事があることを示し、「単なる記事の重複とみるか、再任とみるかについては、検討を要する」とし、「留任と考えることができよう」としている。

『統日本紀』には巻七と巻九の養老期にも四例の「安倍」表記がある。

・養老元年（七一一）八月甲午（三日）条 正三位安倍朝臣宿奈麻呂言、正七位上他田臣万呂、本系同族、実非_二異姓_一。追_二尋親道_一、理須_二改姓_一。請、賜_二安倍他田朝臣姓_一。許_レ之。

・養老二年三月乙巳（十日）条 以_二正三位長屋王、安倍朝臣宿奈麻呂_一並為_二大納言_一。

・養老六年二月壬申条 以_二正四位下安倍朝臣広庭_一参_二議朝政_一。

任官記事と改賜姓記事である。

立太子以前の「安倍」は右の五例である。天平十年以降、「安倍」表記は不可思議ではないが、即位後の天平勝宝年間や天平宝字年間までも「安倍」表記は少ない。

- ・天平十二年正月庚子（十三日）条「（正六位上）安倍朝臣嶋麻呂」（叙位記事↓従五位下）
- ・天平十二年九月戊申（二十四日）条「安倍朝臣虫麻呂」（大將軍大野東人等言）
- ・天平十二年十月壬戌（九日）条「安倍朝臣虫麻呂」「安倍大夫」（大將軍大野東人等言）
- ・天平勝宝四年三月甲午（十七日）条「安倍朝臣虫麻呂」（卒記事）
- ・天平宝字四年六月乙丑（七日）条「安倍朝臣嶋麻呂」（光明の御装束司）
- ・天平宝字五年三月乙未（十日）条「安倍朝臣嶋麻呂」（卒記事）
- ・天平宝字八年九月丁未（十三日）条「安倍朝臣息道」（叙位記事↓正五位上）

右の八例を数えるにすぎない。嶋麻呂は「安倍」が三例あるが、天平十九〜天平勝宝三年七月の八例は「阿倍」が続き、同四年八月と五年正月も「阿倍」である。虫麻呂は「安倍」が四例あるが、天平九年九月〜十二年九月の五例と十二年十一月〜天平勝宝三年正月の七例は「阿倍」である。最後の息道は天平宝字六年正月〜天平宝字七年正月の三例は「阿倍」で、同八年十月の一例は「阿倍」で、天平神護以降「阿倍」が六例、「安倍」が五例と拮抗し、統一されていない⁽³⁰⁾。

右の十三例について、第四節でも触れるところであるが、これらは当時の記録（原史料）に基づいたものではなく、編纂時の改変あるいは後次の編纂時での追記ではないだろうかと考えている。かつて、『続日本紀』の編纂（国史編纂）以前に実録の編纂が行われていたことを考えた⁽³¹⁾が、実録の段階ではこれらの記事はなかったため、編纂段階で追記したためその時に使われている「安倍」と表記したのではないだろうか。特に天平十二年の「安倍虫麻呂」の三例は藤原広嗣の乱時の大野東人の奏言に出てくるが、現行の『続日本紀』の文章は広嗣を擁護する目的で光仁朝に記述されたものとした⁽³²⁾。それが、「安倍」表記にも現れているのではないだろうか⁽³³⁾。

四 「阿倍」の表記について

「安倍」が多く使われるようになると、依然として使われる「阿倍」に何かしらの意味や理由があるのではないだろうか。「阿倍」が多用されている時期に「安倍」があることは追記や改変が考えられるが、反対に「安倍」が多用されている時期での「阿倍」には追記や誤記は考えがたい。

『続日本紀』では天平神護から宝亀にかけて、「安倍」の用例が多くはなるものの、いまだ「阿倍」を圧倒するわけではない。安定的に「安倍」が多くなるのは卷三十七の延暦元年以降のことである。延暦元年以降「阿倍」は十三例と少なくなる。記事の内訳は、叙位記事四例、任官記事五例、崩薨記事二例、崩御に伴う山作司と御葬司の任命が一例ずつである。

例数的に注目されるのは弟当で「阿倍」が三例、「安倍」も三例あり、時期的には入れ込みがある。彼の場合、『日本後紀』でも延暦十八年九月の任官記事「阿倍」で、同二十三年正月の任官記事と大同三年六月の卒記事では「安倍」である。「阿倍」にこだわった人物のようにもみえる。

『日本後紀』で残る「阿倍」表記のうち三例が阿倍複姓から阿倍賜姓であることを先に注意した。『日本後紀』欠失部分では延暦十七年の卒伝「阿倍」があった。

また、ここまで捨象してきた東北地方のアベ複姓について述べておきたい。神護景雲三年三月にアベ複姓があり、「阿倍陸奥*」「阿倍安積*」「阿倍信夫*」「安倍柴田*」「阿倍会津*」、宝亀三年七月には「阿倍安積*」、天応元年九月には「安倍媛嶋」、延暦元年五月安倍信夫、同年六月「安倍媛嶋」、三年二月「阿倍媛嶋」、七年二月「安倍媛

嶋」_一、八年六月「安倍媛嶋」、八年九月「安倍媛嶋」、十年九月「阿倍安積」の一四例で、「阿倍○○」「安倍○○」が七例ずつである。*印を付けたのは賜姓記事である。賜姓記事では「阿倍○○」が五例、「安倍○○」が一例となる。『日本後紀』では延暦十五年十二月に「阿倍安積」、『続日本後紀』では承和七年（八四〇）二月*・八年三月・十一年正月*・十五年五月*の四例すべてが「阿倍○○」である（うち賜姓記事*は三例）。東北地方の安倍複姓には「阿倍○○」が多いことが知られる。特に賜姓記事においては多用されている。

この現象と同じように、アベ複姓において、当該期での少数表記が行われる場合がある。養老元年八月の「安倍他田」、天平神護二年三月の「阿陪小殿*」、神護景雲元年正月の「阿倍小殿」、宝龜九年正月・二月・八月の「阿倍志斐」、『日本後紀』は先に紹介した三記事である。やはり、賜姓記事に「阿倍」が多く用いられているのである。

「阿倍」表記が残る理由を考えてみたい。本節冒頭にあげた中で、叙位や任官記事についてはまとまった見解はないが、崩薨記事や山陵造営官の任命、改賜姓といった記事には共通項がある。いずれも治部省関連の事柄と言えるのではないだろうか。治部卿の職掌として「本姓」「喪葬」「諱」がある。もともと「功臣家伝」は式部卿の職掌ではある。延暦十七年の羽栗翼の卒伝に「阿倍」があるが、『類聚国史』はこれを還俗僧に収めているように、元僧侶として治部省管下の玄蕃寮の史料に基づいたと理解できよう。

「阿倍」氏が「安倍」氏となったのは法令によるものでもなく、願い出て裁可されたものでもない。したがって、根本としては「阿倍」のままであり、改賜姓や山陵造営に関わる治部省関連の史料では本来的な「阿倍」で表記したのではないだろうか。そのように理解すると、弘仁五年完成の『新撰姓氏録』におけるアベ表記は「阿倍」であることと理由が理解されよう。また、「阿倍」表記の最後である『日本後紀』弘仁三年六月の記事が「日本紀」の講読記事であり、『日本書紀』の記載から「阿倍」表記を想起したと推測できよう。弘仁以降は「安倍」の表記一色となる

が、本来的には「阿倍」であり、「安倍」は通称とも言えるのではないだろうか。

そして、孝謙が在位した天平勝宝期から天平宝字二年七月まで、そして重祚して（称徳）位にあった天平神護から神護景雲期において、避諱の「安倍」は多少の広がりを見せるが一般化せず、称徳亡き後十年以上経った桓武の治世下で「安倍」の使用が広まっている。卷三十七延暦元年から広がると述べたが、細かくみると同年正月の二例は「阿倍」で、閏正月の二例から「安倍」が圧倒的になる。「安倍」の一般化がこの時期に始まることについて、何ら史料の語るところはない。この閏正月は氷上川継事件があった月である。想像をたくましくすれば、この事件がきっかけとなったのかもしれない。聖武の血をひく最後の男子がこれにより、表舞台から姿を消すことになる。聖武の後継者阿倍内親王を想起させる「阿倍」を避け「安倍」を用いたのではないだろうか。前著で説いたように、桓武の女帝・女性皇太子の否定という姿勢と軌を一にする変化と評することができるであろうが、やや牽強附会にすぎるかもしれない。

おわりに

長屋王家木簡によつて、「安倍」と「阿倍」は通じて用いられることがあるが、本稿では「阿」と「安」を通用とは捉えずに変化として捉えて、その時期や意味を検討した。

天平十年の内親王立太子をきっかけに避諱として「安倍」がアベ氏の一部で用いられるようになり、徐々に広がるものの、即位や重祚した後も一般的になることはなかった。しかるに、桓武の治世が始まると延暦元年以降は「安倍」が多くなり、延暦十一年以降の『日本後紀』においては僅かしか用いられなかった。「阿倍」表記が続けられた

理由は、「安倍」が法令ないしは申請によって認められた改姓ではなかったため、根本としては「阿倍」のままだったことによると思われる。

前提となるのは、『続日本紀』の原本が残っていない現状で、筆写の段階で誤記が生じていないこと、そして原本においても誤記がなかったことである。早い時期での「安倍」表記、遅い時期での「阿倍」表記の原因なり理由を考えてみたが、それでも結局はすべてを説明できたわけではない。

また、地名の「安倍郡」については触れなかった。天平十年度「駿河国正税帳⁽³⁵⁾」に「安倍郡」がある。同年正月が阿倍内親王の立太子であるから、今後、天平九年以前の木簡などの史料が発見され、「阿倍郡」「安倍郡」いずれが用いられているのか興味深いところである。

註(1) アベ氏に関わる代表的な研究として、大塚徳郎「阿倍氏について」(『続日本紀研究』三一〇・一一)、志田諱「阿倍氏」(『古代氏族の性格と伝承』所収、雄山閣、一九七二年)、高島正人「奈良時代の阿倍朝臣氏」(『奈良時代諸氏族の研究』所収、吉川弘文館、一九八三年)がある。

(2) 東北の最有力豪族も「安倍」氏であるが、本稿では検討の対象外である。

(3) 大系本と岩波本の異同について。卷十三の天平十二年十一月丙戌(三日)条は、大系本では「安倍」で頭注に「安、金本作阿」とし、岩波本では「阿倍」で頭注に「阿(紀略)―安(兼等、大)」とする。ここでは岩波本によった。「阿」と「安」の比較であるから関係はないが、「倍」の部分で目立ったところを以下に年月日で示しておく。

・大系本で、頭注がなく、「阿倍」とあるべきところで「阿部」としているもの…卷五和銅五・一一・二〇、卷十天平一・三・四、卷十二天平七・九・二八、卷二十二天平宝字三・五・一七。

・大系本で、頭注がなく、「安倍」とあるべきところで「安部」としているもの…卷九養老六・二・一。

・大系本・岩波本とも頭注がなく「阿倍」とあるべきところで「阿部」としているもの…卷六靈龜一・五・二二「阿部」

- 広庭（同記事には首名・安麻呂は「阿倍」とする）。また「部」を「陪」「位」などとする写本があるが、異同の紹介は省略する。
- (4) 大系本による。ただし三条西家本（天理図書館善本叢書）にて確認した。
- (5) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究 本文篇』（一九六二年、吉川弘文館）。
- (6) 阿倍志斐が二例。また、姓氏録逸文にも一例「阿倍」がある。
- (7) 『大日古』では「阿倍」「安倍」とするものの、紙焼き写真や影印本によると誤記である箇所を列記しておく。なお、以下には既に先学によって誤謬が指摘されているものもある。
- ・『大日古』では「阿部酒主」とするが、「阿刀酒主」である箇所…『大日古』七―一二四
 - ・『大日古』では「阿部」とするが、「阿倍」である箇所…『大日古』三一三―二（繩麻呂）、三一五―三三（万呂）、九―四九（万呂）、十五―一三〇（魚道）
- (8) 天平から天平感宝への改元は天平二十一年四月のことであり、これ以前のを天平年間とした。また、天平感宝から天平勝宝への改元は元年七月のことであるので、天平感宝四月から七月の改元以前も天平勝宝元年としている。
- (9) 天平勝宝九歳八月に天平宝字と改元されるまでを天平勝宝期とした。
- (10) 『大日古』はこの文書を天平宝字五年とするが、野村忠夫「所謂「上級官人歴名」断簡補考」（『続日本紀研究』三七、一九五六年）が天平宝字二年のものと明らかにされた。
- (11) 早川庄八「八世紀の任官関係文書と任官儀について」（『日本古代官僚制の研究』所収、一九八六年、岩波書店）。
- (12) 『大日古』九―三五七、三一三―二、十一―七〇、十一―一五六。
- (13) 『大日古』十一―四三八、十一―四三九。
- (14) 『大日古』十二―二八八。
- (15) 『大日古』三―四四一、十二―三六八。
- (16) 「安倍」が「安部」である場合も多い。
- (17) 『平安遺文』一〇―四八九七。
- (18) 『平安遺文』一〇―四八九八。

- (19) 『平安遺文』三一—一〇九二。
- (20) 『万葉集』八一—一六三。
- (21) 『平城京木簡』二—一八二六、二—一二四一。
- (22) 東野治之「長屋王家木簡の文体と用語」(『長屋王家木簡の研究』所収、一九九六年、塙書房)
- (23) 松嶋順正『正倉院寶物銘文集成』(一九七八年、吉川弘文館)。
- (24) 天平宝字五年正月戊子(二日)条。
- (25) 中国歴代王朝の避諱については、陳新會『史諱舉例』(一九八七年、文史哲出版社)がある。この書物については、アジア史学専修阪倉篤秀先生からご教示を賜った。記して謝意を表したい。
- (26) 「改字」は漢字を変えてしまうこと、「空字」は該当の漢字を書かずに空白にすること、「欠筆」は漢字の一面(多くは最終画)を書かないことである。
- (27) 『続日本紀』宝龜元年九月壬戌(三日)条。
- (28) 天平七年四月辛亥(二十六日)条。
- (29) 天平十三年七月辛亥(三日)条。
- (30) 天平宝字年間までで、「安倍」表記をみせる六名のうち、系譜が分かるのは、宿奈麻呂(引田系・比羅夫の子)、広庭(布勢系・御主人の子)、嶋麻呂(布勢系・広庭の子)の三名で、真君・虫麻呂・息道の三名は系列が不明である。
- (31) 拙著『続日本紀と奈良朝の政変』(二〇〇二年、吉川弘文館)。
- (32) 拙稿「藤原広嗣の乱」(註(31)拙著所収)。
- (33) はじめから大野東人の奏言で「安倍」を使用していた可能性もある。その場合、安倍御母など一部の「安倍」使用を知っていたか、あるいは単なる誤記かのいずれかになろう。
- (34) 註(31)拙著。
- (35) 『大日古』二—一二六。